

相馬市復興推進計画

令和 5 年 9 月 29 日
福島県相馬市

1. 計画の区域

相馬市全域

2. 計画の目標

本市は、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により、死者 458 名、地震及び津波による住家被害が 5,823 棟など、人的にも物的にも甚大な被害を受けた。加えて、東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響により、松川浦や潮干狩り場をはじめとする観光資源は甚大な影響を受けた。

これまでの復興への取り組みにより、新たな観光資源となるスポーツ施設や相馬復興市民市場、尾浜こども公園などを整備した。また、JR 常磐線の運転再開や常磐自動車道及び相馬福島道路が整備されたことから、交通ネットワークが充実した。

本市では、令和 3 年 3 月に改定した「相馬市復興計画 Ver. 4.1」において、交流人口の拡大による観光産業の活性化を図るため、市の観光拠点である相馬觀光復興御案内処を中心に観光客等の受入れ態勢を強化するなどして、地域の振興及び経済活性化に取り組んでいくことを掲げている。

これらを踏まえ、本市の観光産業の要である宿泊施設の新設に向けた支援を行うことにより、地域経済の活性化及び雇用機会の創出を図ることを目標とする。

3. 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

本市における観光産業の要である宿泊業において、地域経済の活性化及び雇用機会の創出を図るために、宿泊施設の新設への投資を支援する。

4. 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特例の措置の内容

「復興特区支援貸付事業」

①事業の内容

本市に立地する株式会社泉（以下「対象事業者」という。）が、本市中村地区において宿泊施設の新設を行うために必要な資金を貸し付ける事業

②貸付けの対象となる事業が計画の目標を達成する上で中核となるものであることの説明

本市における宿泊業は、従業者数に関し産業大分類[宿泊業, 飲食サービス業]において市内2位に位置する中核的業種である。また、対象事業者は20人の新規雇用を予定しており、市内宿泊施設の中でも規模の大きい施設である。更には、対象事業者は売上高に関し市内の宿泊業において15.9%を占めることが見込まれる中核的事業者である。

そのため、対象事業者が行う宿泊施設の新設による雇用効果や経済効果は、目標に掲げた「本市の観光産業の要である宿泊施設の新設に向けた支援を行うことにより、地域経済の活性化及び雇用機会の創出を図ること」を達成するために必要かつ有効な事業であり、当該計画の目標達成に大きく寄与するものである。

③施行規則第2条に規定する該当事業

施行規則第2条第6号 地域産業の高度化又は活性化に寄与する事業であって、雇用機会の創出に資する事業

④利子補給金の支給を受ける予定の金融機関名

株式会社七十七銀行

⑤特別の措置

本事業を実施するものに対して必要な資金（3億円以上）を貸し付ける指定金融機関への復興特区支援利子補給金の支給（法第44条の規定に基づく措置）

5. 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

宿泊業を行う対象事業者は、本市における観光産業における主要な事業者であり、その売上高および従業員数は当市に宿泊施設を有する宿泊業事業者の中でも中核的な事業者である。

このため、当該計画の実施により対象事業者が宿泊施設を新設することによって、関連する産業の活性化が図られ、もって地域経済の活性化と雇用の確保に結びつくものであり、これらの効果は、当市における復興の円滑かつ迅速な推進と活力の再生に十分寄与するものである。

6. その他

本計画の策定に際し、法第4条第3項の規定に基づき、福島県からの意見聴取を行った。

また、相馬市、福島県、株式会社七十七銀行、対象事業者を構成員とする相馬市復興推進計画地域協議会（地域協議会）において、法第4条第6項に基づく協議を行った。